

公益財団法人長崎県国際交流協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 公益財団法人長崎県国際交流協会（以下「協会」という。）定款第47条第3項の規定に基づき、協会の賛助会員に関する必要事項を次のとおり定める。

(賛助会員)

第2条 協会の賛助会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 本協会の目的に賛同して入会した法人（市町を除く）
- (2) 個人会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 旧長崎県海外協会（平成2年11月解散以下同じ）の解散時の会員

(入 会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書により理事長に申し込むものとする。

(会 費)

第4条 協会の会費は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------------------|---------|------------|-----|-----|
| (1) 法人会員 | 1口 | 年額 | 1万円 | |
| (2) 個人会員 | 1口 | 年額 | 3千円 | |
| (3) 旧長崎県海外協会の解散時の会員 | 移住家族関係者 | 1口 | 年額 | 1千円 |
| | 市町 | 別表により算出した額 | | |

(会費の納入)

第5条 会費の納入は、年1回とする。

(賛助会員の権利)

第6条 賛助会員は、協会が発行する定期刊行物、報告書その他印刷物を無償で受領し、若しくは協会が主催する懇談会、講演会等に優先的に参加することができる。

(資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、または会員である法人が解散したとき
- (3) 第4条の会費を2年以上納入しないとき

(退 会)

第8条 賛助会員が退会しようとするときは、その旨を協会に通知しなければならない。
い。

(会費の不返還)

第9条 賛助会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(委 任)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人長崎県国際交流協会の設立の登記の日
平成24年4月1日から施行する。

別表

区 分	算 出 方 法
均 等 割	1市町当り5,000円
人 口 割	市町人口に40銭を乗じて得た額
移住者数割	市町から送出した移住者に50円を乗じて得た額
会 費 の 額	右の各算出方法により算出して得た額を加算し、 1,000円未満の数を四捨五入して得た額

(注) 市町人口は国勢調査人口による。